

# 国民年金の疑問に お答えします

国民年金課 ☎43-9079

八戸年金事務所 ☎44-1742(案内1→2)



## 国民年金ってどういう人が加入するの？

国民年金は、国が運営している年金制度で、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人に加入が義務付けられています。

厚生年金は会社員、共済組合は公務員などが加入する制度ですが、20歳から60歳までは同時に国民年金にも加入していることになります。また、60歳以上65歳未満の人や20歳以上65歳未満の海外在住の日本人は、希望により加入することができます。国民年金の加入者は右図の3つのグループに分けられます。

国民年金 基金など	厚生年金		
共済組合は、平成27年10月に厚生年金制度に統一			
<b>国民年金</b> (基礎年金)			
グループの種類は？	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
どんな人が？	自営業者・農林漁業者・学生など	会社員・公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
加入の 手続きは？	市役所または年金事務所へ届け出	勤務先で届け出	第2号被保険者の勤務先へ届け出

## 国民年金には3種類あります

※受給年額は3年度の場合

### 老齢基礎年金

### 障害基礎年金

### 遺族基礎年金

<b>受給時期</b>	65歳になったとき ※希望により、65歳前の繰り上げ支給または66歳以降の繰り下げ支給を請求することも可能ですが、年金額が変わります。	国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満(日本在住)、20歳前に初診日 <sup>(※1)</sup> がある人で、障害認定日 <sup>(※2)</sup> に障害年金等級の1級・2級に該当したとき ※老齢基礎年金の繰り上げ受給者は除く	国民年金に加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が「子のある配偶者」または「子」を残して亡くなったとき
<b>受給条件</b>	国民年金の保険料を納めた期間、免除・納付猶予を受けた期間の合計が10年以上あること。 厚生年金などの加入期間も合算されます。	▷初診日の属する月の前々月までに、保険料を納めた期間、免除・納付猶予を受けた期間の合計が2/3以上あること ▷前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ※20歳前に初診日がある場合は、この要件は問いません。	▷死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間、免除・猶予を受けた期間の合計が、2/3以上あること ▷前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
<b>年金額(年額)</b>	<b>780,900円</b> 保険料を40年間納めた場合(満額) ※未納・免除期間に応じて減額されます。 ※65歳までに厚生年金・共済年金の定額部分を受給している場合、65歳からは国民年金第1号・第3号期間の分のみ増額となります。	<b>1級…976,125円</b> + (子の加算) <b>2級…780,900円</b> ・第1子、第2子 各224,700円 ・第3子以降 各 74,900円 ※子…18歳まで(1・2級の障害年金該当の場合は20歳まで)	<b>780,900円</b> + (子の加算) [子がいる配偶者が受給] ・第1子、第2子 各224,700円 ・第3子以降 各 74,900円 [子が受給] ・第2子 224,700円 ・第3子以降 各 74,900円

(※1)初診日とは、障がいの原因となるけがや病気で初めて診察を受けた日です。

(※2)障害認定日とは、主に初診日から1年6か月経過した日です。